

◇建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 建築物における駐車施設の附置に係る基準を改めることにしました。
- 2 都市再生駐車施設配置計画に基づく駐車施設等の附置等の既存建築物への適用に係る認定手続等を定めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 その他必要な規定を整備することにしました。
- 5 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局計画部都市計画課)